姫島村国民健康保険 第3期特定健康診査等実施計画 (平成30年度~平成35年度)

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

この計画は、医療保険者が高齢者の医療の確保に関する法律第19条において特定健康診査等の実施計画を定めるものとされています。また、特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針(特定健康診査等基本計画)に基づき、国の健康づくり施策の方向性等を踏まえ策定します。

2 計画の位置づけ

「第3期特定健康診査等実施計画」は、姫島村が国民健康保険の保険者として、厚生労働大臣が定める特定健康診査等基本指針に則し、保健事業の中核である特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する事項を定める計画です。

この計画は、「姫島村総合計画」を上位計画とし、「第2次姫島村健康増進計画」、「第1期保健事業計画」との整合性を図ります。

3 計画の期間

第1期(平成20年度~平成24年度)及び第2期(平成25年度~平成29年度)としていましたが、医療費適正化計画等が見直されたことにより第3期からは、平成30年度から平成35年度の6カ年計画とします。

第2章 特定健康診査・特定保健指導の実施

1 対象者数の見込みと目標値の設定

(1) 特定健康診査

| | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 対象者数(人) | 605 | 590 | 575 | 560 | 545 | 530 |
| 受診者数(人) | 454 | 448 | 443 | 437 | 431 | 424 |
| 目標受診率(%) | 75 | 76 | 77 | 78 | 79 | 80 |

(2) 特定保健指導

| | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 対象者数(人) | 73 | 71 | 70 | 69 | 68 | 67 |
| 受診者数(人) | 43 | 43 | 43 | 43 | 43 | 44 |
| 目標特定保健指導終了率(%) | 60.5 | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 |
| 目標対象者減少率(%) | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 |

2 特定健康診査の実施

(1) 実施方法 姫島村国民健康保険診療所

| <u>/EPJ 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </u> | <u> </u> | | | | | |
|--|-------------------|----------|-------------|---|---|-----------|
| 実施時期 | 実施場所 | 外部委託 | 委託契約 の形態 | 周知方法 案内方法 | 受診券 | 健診 データ |
| 春(3日間) 5月~6月 | 離島センター 5・6区公民館 | 有 | 個別契約 | ・個別通知・回覧板・ケーブルテレビ | ・システム様式・交付時期①個別発行 | 電子データ |
| 秋(1日間) 10月 | 離島センター | 有 | 心人不 | 文字放送 ※約1カ月前~ | (4月1日以降随時) ②一括発行 (5月中~下旬) | 电子アーダー |

厚生連健康管理センター

| <u> </u> | <u> </u> | | | | | |
|----------|-----------------|------|-------------|--------------|---|-----------|
| 実施時期 | 実施場所 | 外部委託 | 委託契約 の形態 | 周知方法 案内方法 | 受診券 | 健診 データ |
| 通年 | 厚生連健康 管理センター | 有 | 個別契約 | •各戸配布 | ・システム様式・交付時期①個別発行(4月1日以降随時)②一括発行(5月中~下旬) | 電子データ |

(2) 実施項目

| 基本的な健診の項目 | 詳細な健診の項目 |
|----------------------------------|---|
| 〇 質問票(服薬歴、生活習慣等) | 〇 心電図検査 |
| 〇 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲) | 〇 眼底検査 |
| 〇 理学的検査(身体診察) | ※前年の健診結果等で①血糖高値、②脂 |
| 〇 血圧測定 | 質異常、③血圧高値、④肥満のすべての 項目について、判定基準に該当し、医師が |
| 〇 血液検査 | 必要と認める場合 |
| ・脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロー) | レ) ※判定基準 ①血糖高値 空腹時血糖100mg/dl以上又 |
| ・血糖検査(HbA1c、空腹時血糖又は随時血糖) | は、HbA1c5.6%以上 |
| •肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) | ②脂質異常 中性脂肪150mg/dl以上又 lは、HDLコレステロール40mg/dl未満 |
| ・貧血検査(ヘマトクリット値、血色素量、赤血球、MCV、MCH、 | MCH、白血球、血小板) は、拡張期血圧80mmgHg以上 |
| ・腎機能検査(血清クレアチニン) | ④肥満 腹囲は男性85cm以上、女性90cm 以上又は、BMI25kg/m ² |
| 〇 尿検査(尿糖、尿たんぱく) | A LAIS DIMEONS/ III |

(3) 結果通知の方法と情報提供内容

健診当日わかる検査項目(体重、血圧等)は、健診会場で医師により説明及び指導を行います。

健診の結果通知については、受診者全員に個別配布します。また、健診結果と合わせて受診者の生活習慣やその改善に関する基本的な情報を提供し、生活習慣の改善につながるよう支援します。

(4) 特定健康診査委託基準と契約方法

特定健康診査の委託基準は、高齢者の医療の確保に関する法律第28条、及び実施基準第16条第1項に基づき、具体的に委託できる者の基準については、厚生労働大臣の告示において定められています。また、委託契約は、個別契約とし委託医療機関と委託単価、委託基準、健診方法等を精査のうえ、年度ごとに契約を行います。

4 特定保健指導の実施

(1) 実施体制

特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導の対象者を選定し、階層化する基準及び特定保健指導として行う積極的支援及び動機付け支援の内容については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第24条の厚生労働省令で定められた方法で実施します。

(2) 実施方法

| 実施時期 | 委託契約 の形態 | 外部委託 | 委託医療機関 | 周知方法 案内方法 |
|------|-------------|------|--|-----------------------|
| 通年 | 個別契約 | 有 | ・姫島村国民健康保険診療所・厚生連健康管理センター | 個別通知 ※健診受診後、随時通知する |

(3) 対象者の抽出

特定健康診査の結果に基づき、腹囲又はBMIと追加リスク項目(血糖・中性脂肪・血圧)の保有 状況により特定保健指導が必要な「積極的支援レベル」、「動機付け支援レベル」に区分します。

【特定保健指導の選定基準】 ※服薬中の者は、特定保健指導の対象としない

| 「一人」「「一人」「一人」「一人」「一人」「一人」「一人」「一人」「一人」「一人 | | | | | | |
|--|-------------|-------------|--------|-----------|--|--|
| 腹囲 | 追加リスク | 4.喫煙歴 - | 対象 | | | |
| 及四 | ①血糖 ②脂質 ③血圧 | 少失任证 | 40~64歳 | 65~74歳 | | |
| (T) (II) | 2つ以上該当 | \setminus | 積極的支援 | 動機付け支援 | | |
| ≧85cm(男性) ≧90cm(女性) | 1つ該当 | あり | 俱壓印及饭 | | | |
| | 「フ設当 | なし | | | | |
| | 3つ該当 | \setminus | 積極的支援 | 動機付け支援 | | |
| 上記以外でBMI≧25 | 2つ該当 | あり | 但型以又该 | | | |
| 工能效外 CDIVII至20 | とり改当 | なし | | 到1成171人7人 | | |
| | 1つ該当 | | | | | |

(4) 特定保健指導委託基準と契約方法

特定保健指導の委託基準は、高齢者の医療の確保に関する法律第28条、及び実施基準第16条第1項に基づき、具体的に委託できる者の基準については、厚生労働大臣の告示において定められています。また、委託契約は、個別契約とし委託医療機関と委託単価、委託基準、指導方法等を精査のうえ、年度ごとに契約を行う。

第3章 計画の推進

1 計画の公表・周知

計画の公表については、村の広報誌やホームページ等に掲載し周知をはかります。

2 個人情報の保護

特定健康診査等の実施にあたっては、個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び姫島村個人情報保護条例(平成14年8月1日条例 第15号)等による規定を遵守し、個人情報の保護の観点から適切な対応を行います。

3 計画の推進体制

本計画は、住民福祉課を中心に、医療・介護・保健等の関係部門や県保健所等と連携を図りながら推進します。

4 計画の見直し

計画期間の最終年度となる平成35年度に、本計画に掲げた目標について、目標の達成状況及び事業の実施状況の評価を行います。この結果は、本計画の目標設定、取り組むべき事業などを見直し、次期計画の参考とします。